

佐世保工業高等専門学校入学者選抜要項

(平成16年11月 4日制定)

(平成20年 7月 3日改正)

(平成23年 1月24日改正)

(令和 2年 4月 1日改正)

(令和 3年10月20日改正)

(趣旨)

第1 この要項は、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における入学者選抜（専攻科を含む。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学者選抜に関する審議)

第2 本校における入学者の選抜に関する基本方針等の企画、審議は教務委員会、専攻科にあつては専攻科委員会で行う。

- (1) 入学者選抜方法等に関する事項
- (2) 合格者判定の基準に関する事項
- (3) 検査委員の選考方法に関する事項
- (4) 入試情報開示に関する事項
- (5) 入学者選抜に係る広報に関する事項
- (6) 入学者選抜関係規則等の制定及び改廃に関する事項
- (7) その他入学者選抜に関し必要な事項

(入学者選抜)

第3 本校における入学者選抜は、次に掲げる選抜により実施する。

2 本科における入学者の選抜は次のとおり実施する。

- (1) 学力検査による入学者の選抜
- (2) 推薦による入学者の選抜
- (3) 帰国生徒特別選抜
- (4) 学力による第4年次編入学者の選抜
- (5) 推薦による第4年次編入学者の選抜

3 専攻科における入学者の選抜は次のとおり実施する。

- (1) 学力による選抜（前期・後期）
- (2) 推薦による選抜
- (3) 社会人特別選抜

4 第3学年編入学者（外国人学生対象）の選抜は次のとおり実施する。

高専機構本部の合否判定資料による第3学年編入学者（外国人学生対象）の選抜（補則）

第4 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し、必要な事項は別に定める。